

本校では、県下で行われている「心のアンケート」の質問項目のうち「いじめいけないと思いますか」の問いを、毎月の生活アンケートに位置付け、「理由によってはよい。」と回答する児童を0%にするため、校内委員会を定期的に開催するなど、組織的・継続的にいじめの未然防止に取り組んでいる。

長期休業日明けは「自殺が最も多く発生する時期」であり、毎年9月10日から16日までを自殺防止週間としている。(近年、小中高生の自殺者数は増加傾向にあり、令和7年度には538人と過去最多を記録)

「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年6月21日）

学校・教職員 	★「学校いじめ防止基本方針」の策定【法第13条】 ★「学校いじめ対策組織」の設置【法第22条】 ★ いじめに対する措置【法第23条】 ○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
--	--

【いじめの定義】

～平成17年度

定義

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

- 発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う
- 具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加
- 「発生件数」から「認知件数」に変更



いじめ防止対策推進法の定義（平成25年）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

平成29年3月の基本方針改定

旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【小中学生への6年間のいじめの追跡調査】

「仲間はずれ、無視、陰口」



国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター いじめ追跡調査2016-2018
(2018年度の中学校3年生の6年間の経験回数より)

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得る

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。(平成27年8月17日付け児童生徒課長通知)

【いじめに組織的対応を求めている背景】

まだまだ、多くの悲慘な事案で、教職員の抱え込みが見られる。



熱心であればあるほど「落とし穴」にはまる

自分が解決しなければ…

相談するのではなく、
相談される立場

迷惑はかけられない…

他の業務が忙しそう… etc.

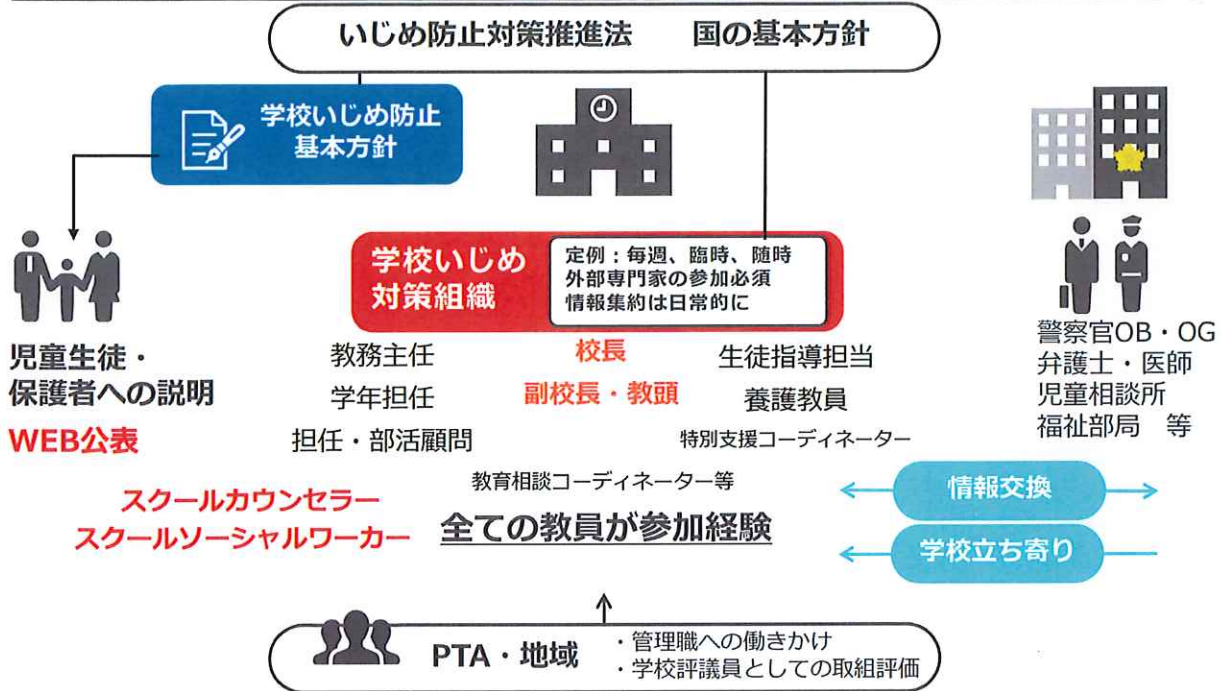
「組織」をつくることが法で決まっているのは、
抱え込みを防ぐため。

抱え込みを防ぐためのポイント

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ② 「学校いじめ対策組織」の設置
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」「学校いじめ対策組織」を通じた措置

「学校いじめ対策組織」の設置 ～組織的に対応する学校

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



「学校いじめ対策組織」の設置 ～組織的ないじめ対応の流れ～

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見

① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報（アンケート結果を含む）を集約・共有
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる

② 指導・支援体制を組む

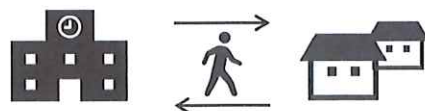
- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む
(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A 子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う



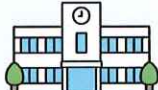
学校における「いじめに対する措置」（いじめ防止対策推進法第23条）

1	教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。 ▶ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠	
2	学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。 ▶ 「学校」とは、具体的には、校内の「学校いじめ対策組織」を指す。	
3	いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害児童生徒又はその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。	
4	必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等※を検討 ※被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置	
5	いじめに係る情報を、加害・被害児童生徒双方の保護者と共有	
6	警察と連携 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処 - 児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報	

いじめの「重大事態」の関係条文（公立学校の場合）

いじめ防止対策推進法
(平成25年法律第71号)

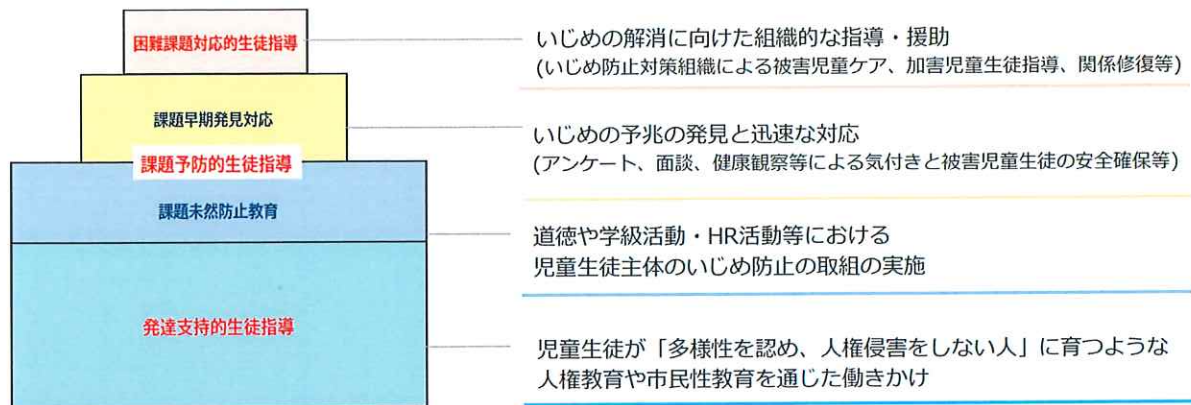
学校の設置者又はその設置する学校による対処

第28条	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 2～3（略）	
------	---	---

公立の学校に係る対処

第30条	地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。 3～5（略）	
------	--	---

いじめの未然防止 ～プロアクティブないじめ防止対策



いじめの未然防止教育

- ・頭で理解しているだけでなく、**行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるような働きかけが重要。**
- ・いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」が現れることがポイント。
- ・担任がいじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、**学級全体にいじめを許容しない雰囲気**を浸透させる。
- ・法や自校のいじめ防止基本方針について学ぶことや、法律の専門家と連携して、**法律の意味や役割について学び、社会のルールを守る姿勢を身に付ける**ことも重要。

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ・一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す**人権教育と生徒指導は密接な関係**にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つ。
 - ・いじめ防止の観点から、発達段階に応じた法教育を通じて、**市民性を育む教育を実施。**
- ※ 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりが大切
- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり
 - ・児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - ・「弱音を吐いても大丈夫」と適切な援助希求を促す

法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、以下の物を行うことが求められている。

1

各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有



2

学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築



3

事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換



4

いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけ



※ 以下に学校いじめ防止基本方針（案）を付けています。
内容の確認をお願いします。
なお修正等がある場合は、情報集約担当者までお知らせください。

令和 8 年度いじめ防止基本方針（案）

錦町立木上小学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と大きく関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条】より

2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の心身の安全を保証するとともに、学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。特に、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないという姿勢で臨む。

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心に、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや無視をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① 一人一人の人権を大切にするための児童会活動
人権を大切にし、いじめゼロを目指した児童会活動を積極的に推進する。
(例) ・人権集会 ・人権宣言の作成 ・くん、さんを付けて呼ぼう週間
 - ② 「きのえっ子」の育成（きらきらと学ぶ・のびのび動く・えがおで生活する）
授業や生活指導を通して自己肯定感を育てる。日記等を活用して児童と教職員のよりよい関係を構築する。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 一人一人が活躍できる学習活動
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、対人関係に関する望ましい思考・判断や振る舞い方、より良い対人関係を築こうとする態度等を育成する。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
また、学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間及び生活科等における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には、児童理解の時間やいじめ防止推進委員会等の場において情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
必要に応じて気になる児童には日記を書かせるなど、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、相互の信頼関係を構築する。
- ③ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、当該児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動において悩み等を聞き、家庭訪問を実施するなど、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活アンケート（心のアンケートを含む）」を定期的に行い、児童の悩みや人間関係等を把握する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。また、相談しやすい環境づくりを推進する。
- ⑤ インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を充実させる。
- ⑥ すべての教育活動を通して、豊かな人権感覚を育み、実践的な態度を養う人権教育及び道徳教育の推進を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下、すべての教職員が情報を共有し、協議のもとの確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく町教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、錦町教育サポーターやスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていくと同時に、いじめた子の心のケアも行い、関係の再構築を図る。

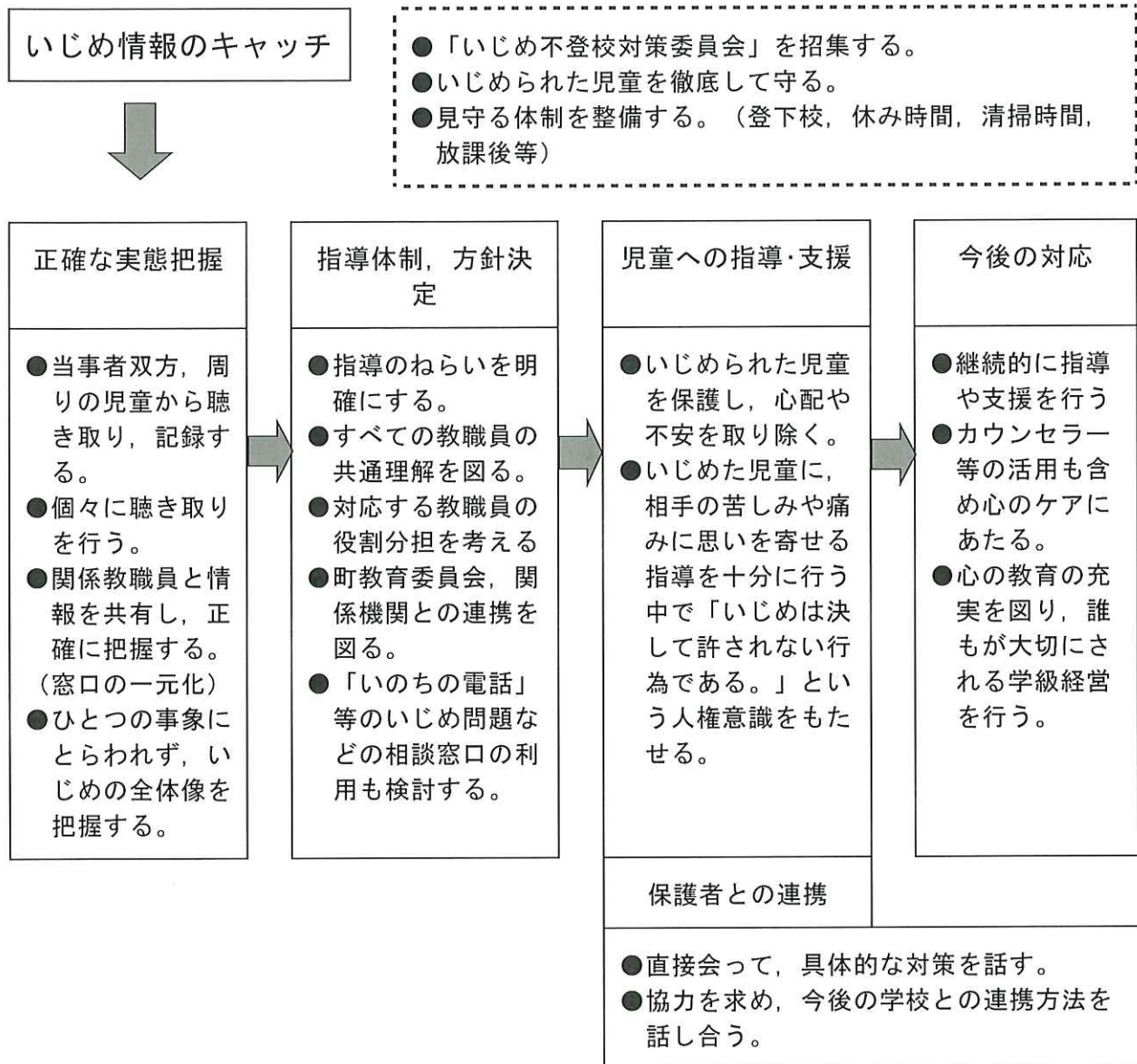
(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなこ

とはしない。

- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

いじめ対応の基本的な流れ



5 いじめ問題に取り組むための校内組織

（１）学校内の組織

①「職員会議（児童理解）」

週１回、問題傾向を有する児童がいる場合に、全職員で現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ不登校対策委員会」

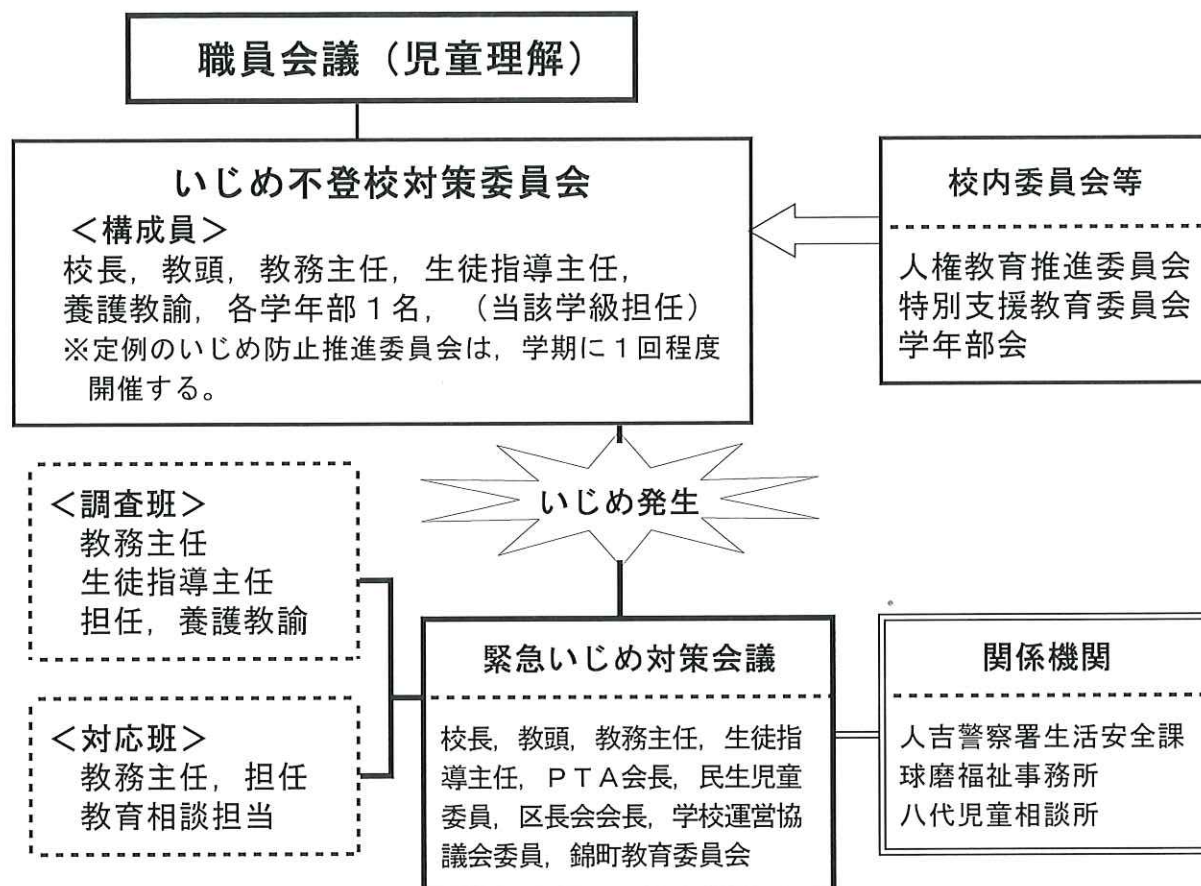
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、情報集約担当、養護教諭、当該学級担任等によるいじめ防止推進委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、対策等について協議する。

いじめ不登校対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等において報告し、周知徹底させる。情報集約担当者は教頭及び生徒指導担当が行い、対応への窓口を一元化する。

（２）家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急いじめ防止推進委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。
- ② いじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。情報集約担当者は教頭が行い、対応への窓口を一元化する。

《いじめ問題に取り組むための校内組織》



6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘案して判断する必要がある。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とにならないように留意する。
- ② いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、3ヶ月を目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止推進委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ③ 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ① いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態の発生と報告

- ① 重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて町長に報告する。

(2) 重大事態に対する調査及び組織

- ① その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
- ② 調査は、教育委員会と連携して実施し、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。
- ③ 調査の方法については、国や県、町の基本方針を十分参考にする。

(3) 調査結果の報告

- ① 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、町長に報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

(4) その他留意事項

- ① 重大事態が発生した場合、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合があるため、教育委員会と連携し、十分な配慮や支援を行う。

8 いじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

9 教職員の研修の充実

本校において、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修及び具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）が円滑に実施されるよう配慮する必要がある。

＜いじめ防止年間指導計画＞

	4 月	5 月	6 月	7 月
職員会議等	保護者会等による 保護者向け啓発	事案発生時，緊急いじめ対策会議 いじめ不登校対策委 ・方針の確認 ・指導計画等 【人権教育研修会】		
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり		心のきずなを 深める月間	
早期発見	学校生活アンケートの実施	教育相談期間		
	8 月	9 月	10 月	11 月
職員会議等	いじめ不登校対策委 ・情報共有 ・2・3学期の計画	事案発生時，緊急いじめ対策会議		いじめ不登校対策委 ・情報共有
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり			
早期発見		学校生活アンケートの実施 教育相談期間		
	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等		事案発生時，緊急いじめ対策会議	いじめ不登校対策委 本年度のまとめ 来年度の課題検討	
防止対策	人権学習 人権集会	学級・学年づくり 人間関係づくり	情報モラル教育 実施期間	
早期発見	熊本県心の アンケートの実施	学校生活アンケート 実施	教育相談期間	